

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成25年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定により、東京都市公平委員会共同設置規約(昭和42年4月1日規約第1号)の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体に、三鷹市及びふじみ衛生組合を加えるため、本案を提出するものであります。

## 東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「立川市」を「立川市、三鷹市」に、「立川・昭島・国立聖苑組合」を「立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合」に改める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に三鷹市公平委員会及びふじみ衛生組合公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求（ふじみ衛生組合公平委員会は除く。）は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求（ふじみ衛生組合公平委員会は除く。）とみなす。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を  
改正する規約

新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 規 約

別表

立川市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、昭和病院組合、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、東京市町村総合事務組合

附 則

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に三鷹市公平委員会及びふじみ衛生組合公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求（ふじみ衛生組合公平委員会は除く。）は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求（ふじみ衛生組合公平委員会は除く。）とみなす。

旧 規 約

別表

立川市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、昭和病院組合、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、東京市町村総合事務組合